



東京における 都市計画道路の 在り方に関する 基本方針〔概要版〕

Basic Policy for
City Planning Road in Tokyo

令和元年11月
東京都・特別区・26市2町

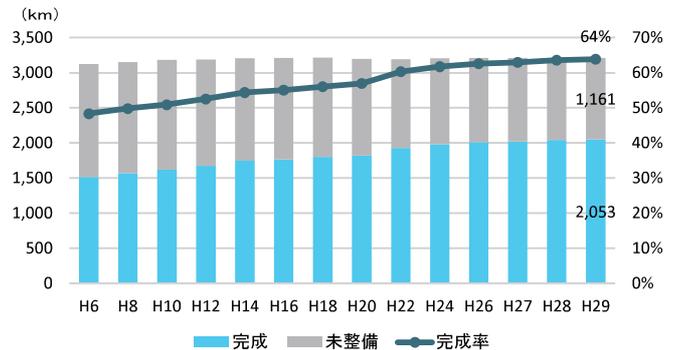
第1章 都市計画道路を取り巻く現状

都市計画道路の整備状況

都市計画道路は、多様な機能を有する都市を形成する極めて重要な基盤施設です。しかし、都内の都市計画道路の完成率は約6割程度であり、まだ多くの未整備区間が存在しています。

これまで、東京都と特別区及び26市2町は、都市計画道路を計画的、効率的に整備するため、おおむね10年ごとに事業化計画を策定し、事業の推進に努めるとともに、適宜、都市計画道路の見直しを行ってきました。

都市計画道路の整備推移（平成29年度末時点）



第2章 基本的な考え方

背景

整備方針（第四次事業化計画）に基づき、優先整備路線の整備を推進することにより「都市づくりのグランドデザイン」の目標時期である2040年代には、都市計画道路ネットワークの約8割が完成します。一方、残る約2割の都市計画道路は、事業着手までに期間を要することとなり、都市計画法による建築制限が更に長期化することが想定されます。

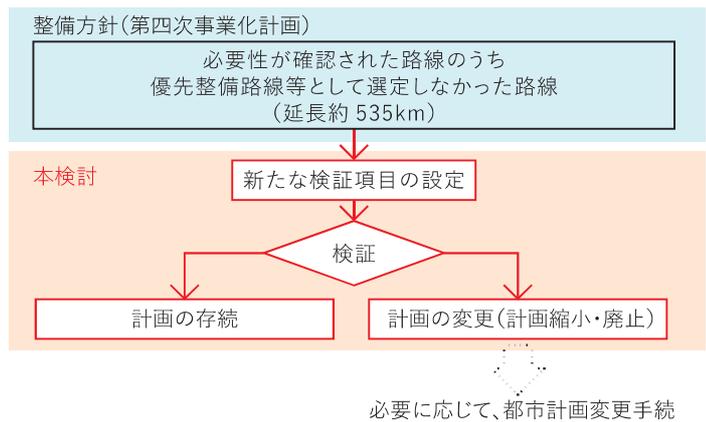
基本的な考え方

東京を取り巻く社会経済情勢や道路に対するニーズは、日々変化し、多様化しています。このため、都市計画道路の検証を不断に行っていく必要があります。こうしたことから、前述の背景も踏まえ、「整備すべきものは整備し、見直すべきものは見直す」との基本的な考えに基づき、整備方針（第四次事業化計画）により、必要な都市計画道路の整備を着実に進める一方で、優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の検証を行い、「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定することとしました。

検討の視点

整備方針（第四次事業化計画）の将来都市計画道路ネットワークの検証（都市計画道路をつなぐことの必要性の検証）を前提とした上で、都市計画道路の整備形態等（つなぎ方）に関する新たな検証項目を設け、これらの計画内容を検討することとしました。

検討フロー



検討対象（約535km）

	広域的な道路	地域的な道路
概成道路	約135km	約100km
現道無道路	約50km	約250km

検証項目

大項目	小項目
1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証	(1) 概成道路
2 交差部の交差方式等の検証	(1) 立体交差 (2) 交差点拡幅部 (3) 支線 (4) 橋詰
3 計画重複等に関する検証	(1) 都市計画公園等との重複 (2) 事業実施済区間
4 地域的な道路に関する検証	(1) 既存道路による代替可能性

第 3 章 具体的な検証項目

1 概成道路における拡幅整備の有効性の検証

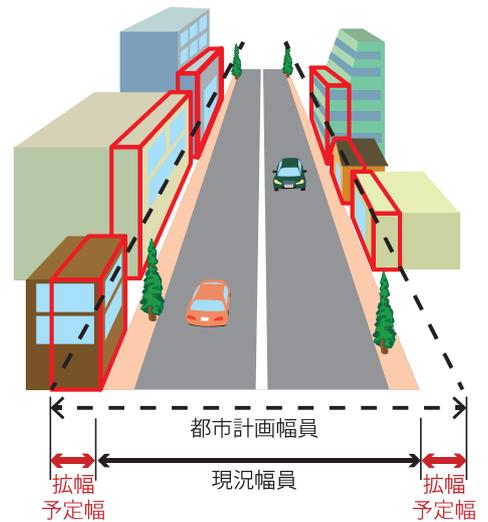
(1) 概成道路

概成道路とは、都市計画道路のうち、都市計画幅員までは完成していないが、現況幅員が一定の幅員を満たす道路のことです。

概成道路については、都市計画道路に求められる機能に着目し、概成道路の車道部・歩道部それぞれの構成要素に対して、道路構造条例等の基準を当てはめ、歩行者の状況や路線バスの運行状況等の地域の実情を踏まえた上で現道幅員の評価を行いました。また、防災都市づくり推進計画などの道路構造条例等以外の地域の実情の評価を行いました。

これらを踏まえ、対象となる概成道路について、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

概成道路のイメージ



2 交差部の交差方式等の検証

(1) 立体交差

本検討において立体交差とは、都市計画道路と都市計画道路との立体交差を指します。

立体交差については、立体交差化による交通の円滑化・速達性の向上を重視する路線として、「都市間連携に資する幹線道路」を設定し、この道路との位置関係や、地形や交通状況等の地域の実情を踏まえ、立体交差計画の要否を検証しました。

立体交差（オーバース）のイメージ



(2) 交差点拡幅部

交差点拡幅部とは、左（右）折車線の設置を考慮した、交差点における付加車線用の拡幅部です。

交差点拡幅部を含む交差点については、交差する道路の整備状況や交通状況、安全性を踏まえ、交差点拡幅部の要否を検証しました。

交差点拡幅部のイメージ



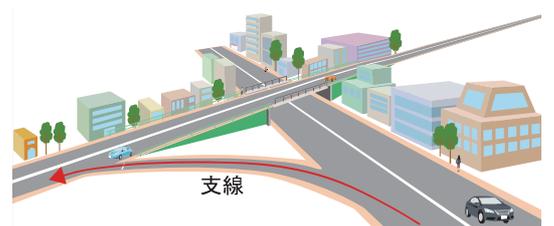
(3) 支線

支線は、交差する都市計画道路の交差部において、①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線と、②幹線街路の機能を補完するために計画されている支線とに分類されます。

①については、支線と接続する本線の整備状況、交通動線や周辺交通への影響等を踏まえ、支線の要否を検証しました。

②については、支線の整備状況等に応じて、拡幅整備の有効性の検証や既存道路による代替可能性の検証を行い、支線の要否を検証しました。

①地形や道路網の形状などの条件により計画されている支線のイメージ



(4) 橋詰

橋詰とは、主に橋の架け替え用地、災害時の一時避難場所・材料置き場・交番等の敷地として使用するための空間として、関東大震災後の復興事業で制度化されたものです。

橋詰は、震災復興都市計画等により都市計画決定されましたが、その後、道路構造令に橋詰の記載がなくなったことから、現在、新たな都市計画決定は行っていません。

このような状況を考慮し、対象となる橋詰について、架け替え用地としての必要性等を踏まえ、橋詰の要否を検証しました。

橋詰のイメージ



3 計画重複等に関する検証

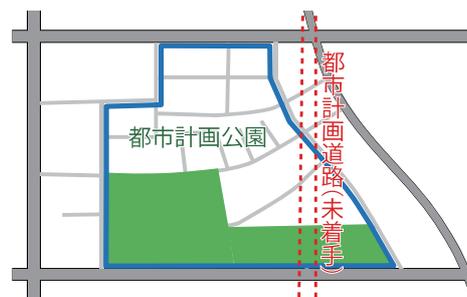
(1) 都市計画公園等との重複

計画決定されている都市計画道路の中には、都市計画公園・都市計画緑地・都市計画墓園(以下「都市計画公園等」という。)と計画が重複している箇所があります。

今回対象とする都市計画道路と都市計画公園等との重複箇所の検証に当たっては、双方の機能に配慮し、計画の整合を図るため、以下の2つの方向性に分類しました。

- ① 今後事業化を検討していく際に都市計画公園等を変更する箇所
- ② 今後関係機関と調整が必要な箇所
(国指定の史跡・名勝、鉄道、調節池)

都市計画道路と都市計画公園等が重複しているイメージ



(2) 事業実施済区間

都市計画事業以外の手法により、既に事業が実施された区間について、現道の道路幅員が都市計画道路幅員とほぼ同じであるものの、現道の道路区域が都市計画道路区域と一致していない区間があります。これらの区間を、事業実施済区間と定義します。

当該区間が道路構造条例等を満たしているかを考慮するとともに、安全かつ円滑な交通が確保されているかなどの地域の実情も踏まえ、現道に合わせて都市計画変更するかを検証しました。

事業実施済区間のイメージ



4 地域的な道路に関する検証

(1) 既存道路による代替可能性

未着手の地域的な都市計画道路の近傍に、都市計画道路が有する機能を代替できる都市計画道路以外の道路がある可能性があります。

このような都市計画道路以外の道路について、幅員等の条件や、都市計画道路ネットワークの連続性・交通状況等の地域の実情を踏まえ、都市計画道路が有する機能を代替できるかを検証しました。

既存道路による代替のイメージ (代替路)



第4章 変更予定路線一覧

計画の変更予定となった路線(区間・箇所)を以下に示します。これらの路線は、今後、沿道の用途地域など関係する計画等について、沿道市街地の将来像や地域の実情を踏まえて関係する自治体と調整した上で、必要な都市計画手続を行っていきます。

概成道路

No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
概-1	放射14号線	亀戸駅付近街路2～補助116号線	江東区	110	都
概-2	放射24号線	環状4号線付近～放射6号線	新宿区	420	都
概-3	補助74号線	小滝橋付近～環状6号線	新宿区・中野区	790	都
概-4	補助79号線	補助95号線～大塚駅付近	文京区・豊島区	2,940	都
概-5	補助110号線	放射29号線付近～特別区道江27号付近	江東区	500	都
概-6	補助229号線	補助76号線～杉並区道1904号線付近	杉並区・練馬区	660	都
概-7	立川3・2・10号線	立川3・2・11号線～立川3・1・34号線付近	立川市	410	市
概-8	武蔵野3・4・3号線	武蔵野3・5・19号線～武蔵野3・3・6号線付近	武蔵野市	710	都
概-9	日野3・4・1号線(東)	日野3・4・12号線～日野3・4・15号線	日野市	550	都
概-10	日野3・4・1号線(西)	日野3・5・20号線～日野3・3・21号線	日野市	820	都
概-11	国立3・1・11号線	国立3・4・5号線付近～国立駅	国立市	1,220	都

立体交差

No.	路線名	交差点名	所在区市町	変更に向けた検討主体
立-1	八王子3・2・5号線	大栗川橋南	八王子市	都
立-2	八王子3・4・8号線	堰場	八王子市	都

交差点拡幅部

No.	路線名	交差点名	所在区市町	変更に向けた検討主体
交-1	放射31号線	補助110号線	森下駅前 江東区	都

支線

No.	路線名	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
支-1	放射14号線支線1	江東区	130	区
支-2	環状4号線支線1	港区	150	都

橋詰

No.	路線名	橋梁名等	所在区市町	変更に向けた検討主体
橋-1	放射16号線	千代田橋(旧楓川、右岸下流側)	中央区	都
橋-2	放射16号線	霊岸橋(亀島川、右岸上流側)	中央区	都
橋-3	放射16号線	沢海橋(大横川、左岸上流側)	江東区	都
橋-4	補助112号線	旧土州橋(旧箱崎川、左岸上流側)	中央区	都
橋-5	補助119号線	新竪川橋(竪川、左岸下流側)	墨田区	区
橋-6	福生3・4・2号線	多摩橋(多摩川、左岸下流側)	福生市	都

事業実施済区間

No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
事-1	環状6号線	大崎陸橋付近	品川区	280	都
事-2	補助145号線	放射18号線～補助146号線	品川区	260	区
事-3	八王子3・4・63号線	八王子3・3・1号線付近～八王子3・4・67号線付近	八王子市	1,070	都
事-4	三鷹3・4・20号線	三鷹3・4・19号線付近～三鷹3・2・2号線付近	三鷹市	600	都

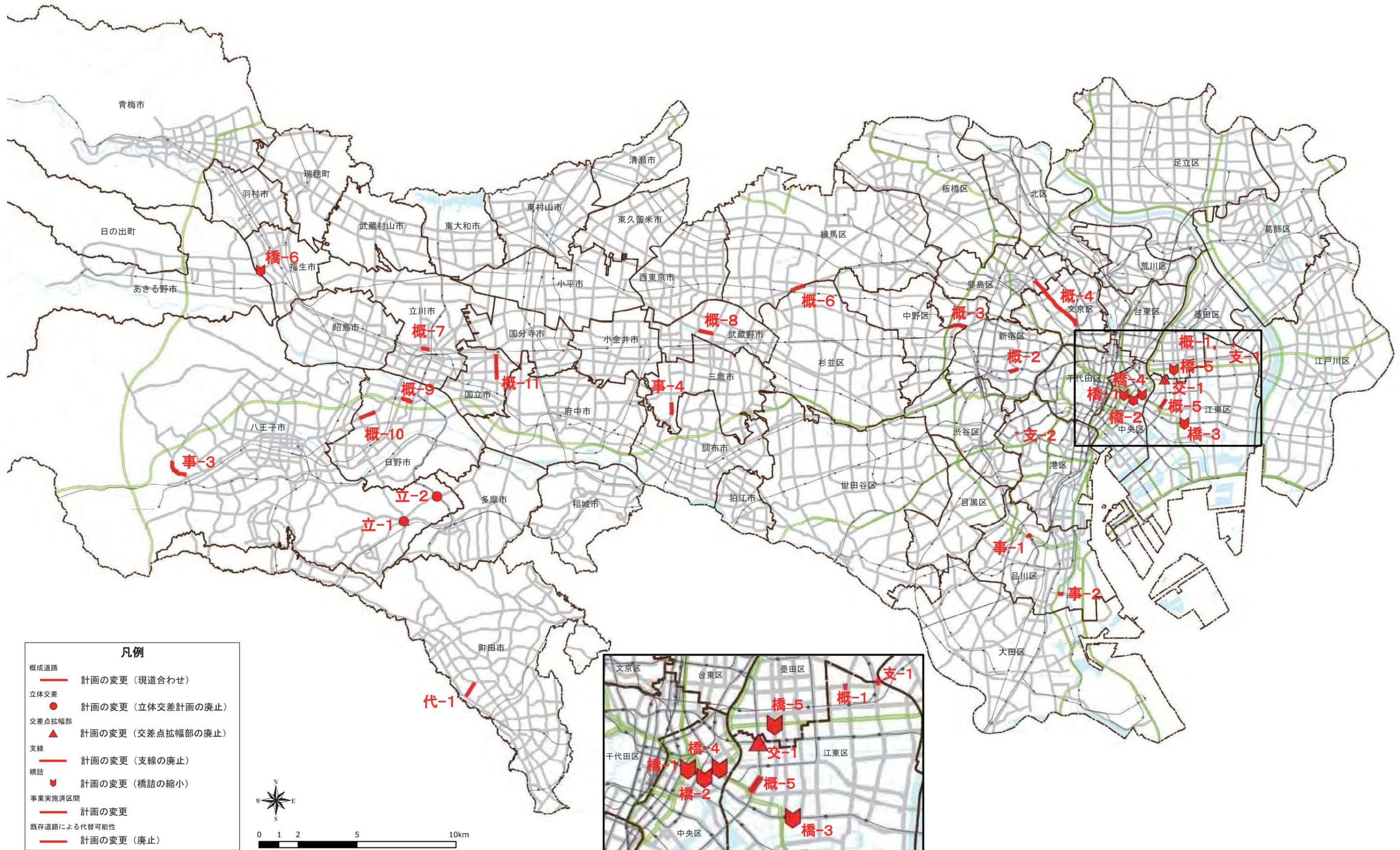
既存道路による代替可能性

No.	路線名	区間	所在区市町	延長(m)	変更に向けた検討主体
代-1	町田3・4・12号線	町田3・4・39号線～町田3・4・38号線	町田市	800	市

(注1) 交差点の交差方式等の検証(立体交差、交差点拡幅部、支線、橋詰)については、「計画の存続」、「計画の変更」のほかに「今後事業化を検討していく際に計画の要否を検証」とする分類もあります。

(注2) 都市計画公園等との重複の検証は将来の事業実施に向けた方向性を示すものであり、ただちに都市計画変更を行うものではありません。方向性の分類については基本方針に掲載しています。

第4章 【計画の変更】 予定路線の位置図 (総括図)



お問合せ先(令和元年11月現在)

印刷番号 31(71)

【東京都】

・東京都都市整備局都市基盤部街路計画課 03-5388-3379

【区部】

・千代田区環境まちづくり部景観・都市計画課 03-5211-3610
・中央区環境土木部環境政策課 03-3546-5421
・港区街づくり支援部土木課 03-3578-2217
・新宿区都市計画部都市計画課 03-5273-3547
・文京区都市計画部都市計画課 03-5803-1239
・台東区都市づくり部計画調整課 03-5246-1364
・墨田区都市計画部都市計画課 03-5608-6266
・江東区土木部道路課 03-3647-9111 (内6434)
・品川区都市環境部都市計画課 03-5742-6760
・目黒区都市整備部都市計画課 03-5722-9725
・大田区まちづくり推進部都市計画課 03-5744-1332
・世田谷区道路・交通政策部道路計画課 03-5432-2537
・渋谷区土木部道路課 03-3463-2651
・中野区都市基盤部都市計画課 03-3228-8262
・杉並区都市整備部土木計画課 03-3312-2111 (内3426)
・豊島区都市整備部都市計画課 03-4566-2632
・北区まちづくり部都市計画課 03-3908-9152
・荒川区防災都市づくり部都市計画課 03-3802-3111 (内2815)
・板橋区都市整備部都市計画課 03-3579-2553
・練馬区都市整備部交通企画課 03-5984-1328
・足立区都市建設部企画調整課 03-3880-5160
・葛飾区都市整備部調整課 03-5654-8382
・江戸川区土木部計画調整課 03-5662-8389

【多摩地域】

・八王子市都市計画部交通企画課 042-620-7303
・立川市まちづくり部都市計画課 042-523-2111 (内2366)
・武蔵野市都市整備部まちづくり推進課 0422-60-1872
・三鷹市都市再生部まちづくり推進課 0422-45-1151 (内2451)
・青梅市都市整備部土木課 0428-22-1111 (内2586)
・府中市都市整備部計画課 042-335-4335
・昭島市都市計画部都市計画課 042-544-4410
・調布市都市整備部街づくり事業課 042-481-7587
・町田市道路部道路政策課 042-724-1124
・小金井市都市整備部都市計画課 042-387-9859
・小平市都市開発部道路課 042-346-9828
・日野市まちづくり部都市計画課 042-514-8369
・東村山市まちづくり部都市計画課 042-393-5111 (内2712)
・国分寺市まちづくり部まちづくり計画課 042-325-0111 (内454)
・国立市都市整備部都市計画課 042-576-2111 (内361)
・福生市都市建設部まちづくり計画課 042-551-1511 (内2812)
・狛江市都市建設部まちづくり推進課 03-3430-1111 (内2543)
・東大和市都市建設部都市計画課 042-563-2111 (内1254)
・清瀬市都市整備部まちづくり課 042-492-5111 (内365)
・東久留米市都市建設部道路計画課 042-470-7777 (内2715)
・武蔵村山市都市整備部都市計画課 042-565-1111 (内272)
・多摩市都市整備部都市計画課 042-338-6856
・稲城市都市建設部都市計画課 042-378-2111 (内322)
・羽村市都市建設部都市計画課 042-555-1111 (内287)
・あきる野市都市整備部都市計画課 042-558-1111 (内2711)
・西東京市都市整備部都市計画課 042-438-4050
・瑞穂町都市整備部都市計画課 042-557-0599
・日の出町まちづくり課 042-597-0511 (内352)